

争議行為の予告について

精神医学研究所労働組合執行委員長井口道子から争議行為を行う旨の通知が令和8年10月19日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和8年10月20日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

令和8年10月30日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

精神医学研究所附属東京武蔵野病院 板橋区小茂根四丁目11番11号

四 種類（以下原文のまま掲載）

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。